

知的障がいのある子どもを無断で撮影され、SNSにて拡散された人への支援

■人権キーワード：SNS、個人情報、障がい者差別

■相談者：母親

■家族状況

○相談者：A(母親)

○家族：父親、子ども(息子、30代)

○加害者：B(高校生)

■相談の主訴

知的障がいがあるAの子どもをBが無断で撮影し、SNSにて拡散した。

■相談の経路

Aが人権相談窓口にて電話相談をした。

■相談内容等

知的障がいのある30歳代の子どもが通所の施設に行く際の出来事であった。Bがスマートフォンのカメラ機能を使用して、子どもを無断で撮影し、その写真をSNSで誹謗中傷するコメントを付けて拡散した。その情報を100人くらいの友人や同級生が見たようである。見た人からの書き込みには、子どものことをさらに誹謗中傷して人権を侵害するような書き込みもあった。

この情報をBと同じ高校に通う子どもの保護者が知り、偶然にAと知り合いであったことからAに連絡があった。すぐにAが高校に伝え対応を求めた。これを受けて、学校側は拡散に関係した生徒たちに指導を行い、拡散が確認できた情報について削除するように指導した。その後、Bの保護者から謝罪があったが、他にも写真が拡散されている可能性もあるので納得ができないとのことであった。Aは無料法律相談にも行き、調停の申し立てを進めようとしていた。そのような中で、市の人権担当課は、人権相談窓口を紹介し、Aから人権相談窓口にて電話相談があった。また、市教育委員会、人権担当課、高校が話し合いを行う際にAが同席することも可能である旨を高校よりAに伝えた。

人権相談窓口の対応としては、法務局の紹介などは行ったが、すでに法的対応を検討されており、弁護士相談も行っていたため、Aの話を傾聴することに力を入れた。

弁護士からはBの行為は名誉棄損、プライバシー侵害にあたり、不法行為として損害賠償責任請求は可能であると説明があった。また、保護者については監督責任もあることが説明された。ただし、損害賠償額は少額になる可能性が高いことや裁判費用についても説明がされ、民事調停の方が訴訟より費用は低額でAの気持ちも相手方に伝えやすいと説明された。Aも民事調停の方法を検討しており、府の人権相談窓口からも民事調停の手続きと調停の進め方を説明した。

■対応

市と府の人権相談窓口では、Aの気持ちの理解を中心に相談業務にあたった。また、情報についての削除や把握を行うため、法務局や弁護士を通じて「プロバイダ責任制限法」による記事削除を求めることができることをお伝えした。

■評価および今後の課題

今日の大きな課題として、SNSでのいじめや個人情報の拡散といった問題がある。インターネット上でのいじめや個人情報の流出の特徴は、匿名性のもとで不特定多数の者から特定の人に対して、誹謗中傷が行われたり、情報が拡散されたりすることである。またSNSの機能にもよるが、情報共有ができる人を制限できるため、子どもたちの行動を保護者や学校などが発見しづらいこともある。そのため、被害が短期間で極めて深刻なものとなることも多い。また、情報収集や加工が容易にできることから、個人情報や画像がインターネット上に流出し悪用されていることがある。このような状況に対して、教育委員会、警察、人権相談窓口、児童相談所などが協力した「いじめ問題対策連絡協議会」も各市町村において取組がなされ、大阪府でも「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」が策定されている。<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>）このような取り組みを通じて、各教育機関では学生・教職員・保護者に対する啓発や情報提供に力を入れている現状である。

しかし、残念ながらSNSでのいじめや個人情報の流出といった問題への根本的な解決にはいたっていない。これらの問題にはインターネット情報に対する向き合い方、人権や差別に対する理解、自己肯定感の低さなど様々な問題が関係しており、さらなる啓発や教育の充実だけではなく、子どもたちをとりまく生活環境などをふまえた取組が必要となる。

なお、プロバイダにおける情報管理や指導などを支える法制度の構築もまだまだ脆弱であると思われる。

この事例においても、高校や関係した生徒への教育・啓発の実施をはじめ、関係した生徒や保護者の生活環境の見直し、心のケアなどを行っていく必要がある。

■連携が想定される資源

高校
教育委員会
弁護士
法務局

■利用が想定されるサービス

民事調停
プロバイダ責任制限法
いじめ問題対策連絡協議会